

## 船舶事故調査報告書

平成30年4月18日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年6月30日 05時15分ごろ
発生場所	新潟県佐渡市両津湾 羽吉港北防波堤灯台から真方位079° 1.1海里付近 (概位 北緯38° 07.3′ 東経138° 27.8′)
事故の概要	漁船白龍丸は、南南西進中、また、漁船幸安丸は、揚網中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成29年7月10日、主管調査官（仙台事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 白龍丸、9.7トン HK2-22989（漁船登録番号）、個人所有 B 漁船 幸安丸、6.58トン NG2-1750（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷船首部外板に擦過傷 B 後部甲板オーニング支柱に破損等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西北西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aほか2人が乗り組み、佐渡島北方沖の漁場から両津港に向けて約10ノットの対地速力で南南西進中、船長Aが、舵輪手前の椅子に腰を掛けて自動操舵で操船し、目視により船首方の見張りを行っていたところ、船首方約10mのB船に気付いてすぐに右舵一杯を取り、続けて後進をかけたものの、その左舷船首部がB船の右舷船尾部に衝突した。 船長Aは、本事故前日からの漁で疲れを感じており、また、寝不足ぎみであった。 船長Aは、先行する同航船に気付いていたものの、どうして至近までB船に気付かなかったのか分からなかった。 船長Aは、本事故当時、レーダー及びGPSプロッターを作動させていたものの、レーダー画面を見ていなかった。 B船は、船長Bほか1人が乗り組み、刺し網の揚網中であった。
分析	A船は、南南西進中、船長Aが、見張りを適切に行っていなかったことから、揚網中のB船に至近になって気づき、右舵一杯を取って後進をかけたものの、B船と衝突したものと考えられる。

	<p>船長Aは、本事故前日からの漁で疲れを感じていたこと、及び寝不足ぎみであったことから、覚醒水準が低下し、見張りを適切に行っていなかった可能性があると考えられる。</p> <p>B船は、刺し網の揚網中、A船と衝突したものと考えられるが、船長Bから情報が十分に得られなかったため、衝突に至った状況を明らかにすることができなかった。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、A船が南南西進中、B船が刺し網の揚網中、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 航行中は、常時適切な見張りを行うこと。</li> <li>・ 揚網作業中であっても、適宜周囲の見張りを行い、接近する他船を認めた場合には汽笛等で注意喚起を行うこと。</li> <li>・ 休養及び睡眠を十分にとって出漁することが望ましい。</li> </ul>